

第 1 章 総合取引約款

第 1 節 総合取引

第1条 (約款の趣旨)

(1) この約款は、有価証券の保護預り取引、社債、株式等の振替に関する法律（以下、「振替法」といいます。）に基づく振替決済口座取引、特定口座取引、外国証券取引、累積投資取引、国内外貨建債券取引および投資一任取引、またはそれらを組合せた取引等（以下、「総合取引」といいます。）について、お客さまとぐんぎん証券株式会社（以下、「当社」といいます。）との間の権利義務関係を明確にすることを目的とするものです。

(2) 第 2 章から第 16 章に定めのない事項は、本章および本約款集の他の章の定めに従うものとします。

なお、本約款集に定めのない事項は、当社等が他に定める規程等、租税特別措置法その他法令・諸規則等および投資信託説明書（交付目論見書）等に従うものとします。

第2条 (総合取引の利用)

(1) お客さまは、この約款に基づいて次の各号に掲げる取引、およびサービスをご利用いただけます。

- ① 第 1 章に定める総合取引
- ② 第 2 章に定める保護預り取引
- ③ 第 3 章に定める振替決済口座の取引
- ④ 第 4 章に定める特定口座取引
- ⑤ 第 5 章に定める特定口座に係る上場株式配当等受領委任
- ⑥ 第 6 章に定める特定管理口座取引
- ⑦ 第 7 章に定める外国証券取引
- ⑧ 第 8 章に定める投資信託受益権の累積投資取引
- ⑨ 第 9 章に定める国内外貨建債券取引
- ⑩ 第 10 章に定める MRF 自動スweep取引
- ⑪ 第 11 章に定める積立投資信託取引
- ⑫ 第 12 章に定める外貨建 MMF 取引
- ⑬ 第 13 章に定める非課税上場株式等、非課税累積投資および特定非課税累積投資取引
- ⑭ 第 14 章に定める未成年者口座および課税未成年者口座取引
- ⑮ 第 15 章に定めるぐんぎん証券オンラインサービス
- ⑯ 第 16 章に定める投資一任取引

(2) お客さまは、上記(1)④、⑤、⑥の取引については、特定口座開設の申込みを選択された場合に限りご利用いただけます。また、上記(1)⑬の取引については、非課税口座開設を申込み、その手続きが完了した後にご利用いただけます。上記(1)⑭の取引については、未成年者口座および課税未成年者口座開設を申込み、その手続きが完了した後にご利用いただけます。上記(1)⑮のサービスについては、ぐんぎん証券オンラインサービスの申込みを選択された場合に限りご利用いただけます。上記(1)⑯の取引については、お客さまが当社を通じてウエルス・スクエアとの投資一任契約の締結を申込み、その手続きが完了すると投資一任取引口座が開設され、ウエルス・スクエアがお客さまに代わり当該取引を行います。なお、上記(1)④、⑤、⑥、⑩、⑬、⑭は個人のお客さまを対象としています。

(3) 上記(1)に掲げる各取引等の意義は、以下に定めるところによります。

① 有価証券の保護預り

「有価証券の保護預り」とは、「保護預り約款」の規定に従い、当社が「金融商品取引法」（以下、「金商法」といいます。）第 2 条第 1 項各号に掲げる有価証券について、お客さまからお預りすることをいいます。なお、お客さまからお預りした有価証券の取引を処理する口座のことを「保護預り口座」といいます。

また、当該口座でお預りした有価証券を「保護預り証券」といいます。

② 有価証券の振替決済取引

「有価証券の振替決済取引」とは、「振替決済口座管理約款」の規定に従い、振替法に基づく振替制度において取扱う有価証券の取引のことをいいます。

③ 特定口座

「特定口座」とは、「特定口座に係る上場株式等保管委託約款」の規定に従い、当社における特定口座での取引につきましては、当社がお客さまの上場株式等の年間取引の損益計算を行い、年間取引報告書を作成してお客さまに交付する仕組の口座のことをいいます。また、当社が源泉徴収を行う「源泉徴収ありの特定口座」を選択される場合は確定申告を不要とすることができます。

④ 特定口座に係る上場株式配当等受領委任

「特定口座に係る上場株式配当等受領委任」とは、「特定口座に係る上場株式配当等受領委任に関する約款」の規定に従い、お客さまが当社に特定口座を開設し、源泉徴収を選択していただいている場合は、上場会社等の配当金を特定口座で受け入れる取扱を当社に委任することをいいます。また、受け入れる配当金を上場会社等の譲渡損益と損益通算することが可能です。

⑤ 特定管理口座

「特定管理口座」とは、「特定管理口座約款」の規定に従い、当社の特定口座で管理されている、お客さまが保有する内国法人の株式が上場株式等に該当しなくなった場合には、該当しなくなった日以降、引き続き当社で管理する仕組の口座のことをいいます。

⑥ 外国証券取引口座

「外国証券取引口座」とは、「外国証券取引口座約款」に従い、当社が、お客さまから外国証券の売買の執行、売買代金の決済、証券の保管その他外国証券の取引に関する金銭の授受等をお受けする際に、お客さまに開設していただく口座のことをいいます。

⑦ 投資信託受益権の累積投資取引

「投資信託受益権の累積投資取引」とは、「投資信託受益権の累積投資取引約款」の規定に従い、金商法第 35 条第 1 項第 7 号に掲げる累積投資契約の締結に基づき、投資信託受益権の買付に充当するために、お客さまによる払込金およびお客さまに代って受領した累積投資にかかる収益分配金および償還金を、お客さまの当該累積投資口に繰り入れてお預りし、各投資信託受益権にかかる「目論見書」の定めに従い買付を行う取引のことをいいます。

⑧ 国内外貨建債券取引

「国内外貨建債券取引」とは、「国内外貨建債券取引約款」の規定に従い、日本国内で発行された外貨建ての債券（募集および売出しの場合の申込み代金を円貨で支払うこととされているもの、または利金もしくは償還金が円貨で支払われることとされているものを含みます。）の取引のことをいいます。

⑨ MRF 自動スweep取引

有価証券の売却代金、保護預り等にかかる有価証券の利金・収益分配金等を MRF ににおいて自動的に買付け、および有価証券や積立投資信託等の買付代金に充当するために MRF ににおいて自動的に換金します。ただし、MRF の取扱いは、個人のお客さまに限らせていただきます。

⑩ 積立投資信託取引

「積立投資信託取引」とは、「積立投資信託取扱約款」の規定に従い、お客さまからお申出いただいた投資信託受益権を毎月定期的に買付ける取引をいいます。買付代金に充当するための払込金は預り金等から自動引落としとなります。

⑪ 外貨建 MMF の自動取得取引

「外貨建 MMF の自動取得取引」とは、「外貨建 MMF 累積投資約款」の規定に従い、外国証券および国内外貨建債券にかかる外国通貨による利金、収益分配金、配当金、償還金を外貨建 MMF 口座へ入金する取引のことをいいます。（ただし、当社が外貨建 MMF で取扱う外国通貨に限ります。）

⑫ 非課税上場株式等、非課税累積投資および特定非課税累積投資取引

「非課税上場株式等、非課税累積投資および特定非課税累積投資取引」とは、「非課税上場株式等管理、非課税累積投資および特定非課税累積投資に関する約款」の規定に従い、お客さまが当社に非課税口座を開設して、非課税口座内の少額上場株式等にかかる配当所得、譲渡所得等の非課税の特例の適用を受ける取引をいいます。非課税口座の開設は、個人のお客さまに限ります。

⑬ 未成年者口座および課税未成年者口座取引

「未成年者口座および課税未成年者口座取引」とは、「未成年者口座および課税未成年者口座開設に関する約款」の規定に従い、お客さまが当社に未成年者口座および課税未成年者口座を開設して、未成年者口座内の少額上場株式等にかかる配当所得、譲渡所得等の非課税の特例の適用を受ける取引をいいます。未成年者口座および課税未成年者口座の開設は、個人のお客さまに限ります。

⑭ ぐんぎん証券オンラインサービス

「ぐんぎん証券オンラインサービス」とは「ぐんぎん証券オンラインサービス約款」の規定に従い、インターネット技術等を利用したコンピュータおよびモバイル端末等を通じて取引を行うこと、各種情報提供サービスおよび電子交付サービスを利用することをいいます。

⑮ 投資一任取引

「投資一任取引」とは、お客さまが当社を通じて株式会社ウエルス・スクエア（以下「ウエルス・スクエア」といいます。）との投資一任契約の締結を申込み、その手続きが完了すると投資一任取引口座が開設され、ウエルス・スクエアがお客さまに代わり当該取引を行うことをいいます。

第3条 （総合取引の申込）

- (1) 当社は、お客さまが有価証券等の取引に関する口座を開設される際、「犯罪による収益の移転防止に関する法律」（以下、「犯罪収益移転防止法」といいます。）および同法施行令・施行規則の規定に従い、本人確認および取引の目的、職業・事業内容の確認を、法人の場合は実質的支配者等の確認も行わせていただきます。また、これらの事項に変更がある場合は、当社にお届いただくことが必要です。なお、お客さまが法人口座を開設される場合、当社は犯罪収益移転防止法に定める本人確認書類以外に定款、規約、寄附行為等の書類をご提示

またはご提出いただくことがあります。

- (2) お客さまが、総合取引の申込みに際し、次に掲げる事項を確約いただきます。
- ① 日本証券業協会等が定める反社会的勢力（以下、「反社会的勢力」といいます）に該当せず、かつ将来にわたっても該当しないこと
 - ② 自らまたは第三者を利用して、暴力的な要求行為、法的な責任を超えた不当な要求行為、取引に関して脅迫的な言動をしましまたは暴力を用いる行為、風説を流布し偽計を用いもしくは威力を用いて当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害する行為等を行わないこと
- (3) お客さまは金商法第 166 条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う場合、日本証券業協会の定める「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」（自主規制規則）に基づく内部者登録制度において、当社と取引を行うお客さまが内部者である場合の取扱いに基づき、あらかじめ当社に届出ていただきます。
- (4) お客さまは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下「番号法」といいます。）その他の関係法令の定めに従って、口座を開設するとき、共通番号（番号法第 2 条第 5 項に規定する個人番号または同条第 16 項に規定する法人番号。以下同じ。）の通知を受けたときその他番号法その他の関係法令が定める場合に、お客さまの共通番号を当社にお届出いただきます。その際、番号法その他の関係法令の規定に従い本人確認を行わせていただきます。
- (5) お客さまは、当社所定の方法により、当社に総合取引を申込み、当社の諸手続きが完了した後に総合取引を開始することができます。お客さまには、総合取引開始時に所定の申込書により、氏名または名称、住所、共通番号および印鑑等を届出ていただきます。申込書に記載された氏名または名称、住所、共通番号および押捺された印影等をもって、届出の氏名または名称、住所、共通番号および届出印等とします。

第 2 節 金銭の受渡方法

第4条 （金銭の取扱い）

- (1) お客さまと当社との間の金銭の授受は、原則として円貨によります。
- (2) 円貨の授受は、原則として、お客さまが自己名義で開設する預金口座と当社が指定する預金口座の間の振込み等による決済によって行うものとします。
- (3) 外貨と円貨の換算を行う場合は、別の取決めまたは指定がない限り、換算日における当社の定めるレートによります。なお、お客さまからお預りしている外貨から異なる外貨に直接換算することはできません。
- (4) 前項の換算日は第 7 章、第 9 章および第 12 章に定めた場合を除き、当社がその全額の受領を確認した日とします。
- (5) お客さまが個別の金銭の授受について、使用を希望する外貨をあらかじめ当社に通知し、当社が承諾した場合は、当該金銭の授受は当該外貨で行うものとします。なお、お客さまからお預りしている外貨を異なる外貨で授受する場合には、円貨に換算したうえで、当該異なる外貨に換算した額を授受するものとします。
- (6) 外貨の授受は別に取決めまたは指定のない限り、お客さまが自己名義で開設する外貨預金勘定と当社が指定する当社名義の外貨預金勘定との間の振替の方法により行います。
- (7) 金銭の返還の請求は、当社の定める手続きによって行っていただきます。
- (8) 金銭のお客さまへの支払を行う場合において租税等の源泉徴収を要するときは、源泉徴収後の金額を支払います。

第5条 （入金取扱い）

お客さまからの有価証券の購入代金等の受入れは、原則として、当社が指定する口座への振込みとします。また、その際に「精算書」または「受領書」の交付をしないものとします。

第6条 （金銭の振込による支払）

- (1) お客さまへの金銭の支払は原則として「振込先指定方式」によるものとします。
お客さまの当社における口座内のすべての有価証券等の取引により当社がお客さまに支払うこととなった金銭（以下、「金銭」といいます。）を、お客さまがあらかじめ指定する預金口座等（以下、「指定預金口座」といいます。）に振込む方式です。
- (2) お客さまが当社所定の申込書に必要事項を記入のうえ申込みを行い、当社の諸手続きが完了した後に当該方式をご利用いただけます。
- (3) お客さまがあらかじめ指定する預金口座の名義は、当社におけるお客さまの口座名義と同一としていただきます。
- (4) お客さまが上記(3)により振込先の預金口座を指定されたときは、当社は速やかに指定預金口座を記入した書面をお客さまに送付しますので、その記載内容を十分ご確認ください。
万一、記載内容に相違があるときは速やかに当社にお申出ください。
- (5) 指定預金口座を変更されるときは、当社所定の方法によって届出ていただきます。
変更申込み受付後の取扱いは、上記(2)、(3)、(4)、(5)に準じて行うものとします。
- (6) 金銭の受渡精算方法については、お客さまからその都度、当社の定める方法により振込の指示をいただき、原則指定預金口座へ振込む方法とします。
また、その際、口座番号等によりお客さまご自身からの指示であることを確認することがあ

ります。なお、その振込については、当社が定める時刻までに指示いただくものとします。

(7) 上記(6)に基づき振込みをする場合は、その都度の受領書の受入れは不要とします。

(8) 振込にかかる手数料は、当社所定の額をお客さまに負担していただくことがあります。

第7条 (現金等による出金の取扱い)

現金等による出金については、当社が認めた場合のみ行うものとし、その際は、所定事項を記載し届出印の押捺された受領書と引換えに支払います。

第3節 注文の受託

第8条 (法令・諸規則の遵守)

当社は、お客さまから有価証券の売買等のご注文をお受けする際には、金商法その他関係法令、金融商品取引所の定める受託契約準則および日本証券業協会の定める自主規制規則等に従い、当該ご注文をお受けします。

第9条 (本人確認)

当社は、お客さまからご注文をお受けする際には、犯罪収益移転防止法に従い、お客さまご本人からのご注文であることを確認します。

第10条 (事前預託)

- (1) 当社は、有価証券の売買等のご注文をお受けする際には、原則として、お客さまから買付注文にかかる代金もしくは売付有価証券の全部をお預けいただいたのち、当該ご注文をお受けします。
- (2) お客さまが、買付注文にかかる代金をお預けいただいていない場合においては、金融商品取引所および日本証券業協会の定める受渡日および時限までに、当該ご注文にかかる代金の全部をお預けいただけます。
- (3) 金融商品取引所および日本証券業協会に定めのない有価証券等の取引については、当社の定めるところによりお取扱いします。

第11条 (受注できない場合)

- (1) 募集または売出しに係る有価証券の買付のご注文をいただいたときは、事前に当該有価証券の目論見書を受領されていることを当社所定の方法により確認します。お客さまが当該募集または売出しにかかる目論見書を受取っていることを当社が確認できない場合は、ご注文をお受けできません。
- (2) 第22条にかかるお届けがあった場合は、相当の手続きが完了するまで、お客さまの口座で管理する資産の返還その他の取引に応じられません。
- (3) 上記(1)、(2)によるほか、次のいずれかに該当する場合は、ご注文をお受けしないことがあります。
 - ① 注文の内容が法令またはこの約款の定めのあるいずれかもしくは両方に反するおそれがあると当社が判断する場合
 - ② 売買規制等により、注文を執行できない場合
 - ③ お客さまが当社に対する債務の履行を怠っている場合
 - ④ 前各号に掲げる場合を除き、受注することが適当でないものと当社が判断したとき

第12条 (有効期間)

- (1) 有価証券の売買等の注文の有効期間は、その注文を受付した時点以降、当社が定める範囲内でお客さまが指定された日までとします。
- (2) ある銘柄についていただいた取引所取引の注文のうち、その取引所における取引終了時に該注文の一部の取引のみが成立している場合は、残りの注文は有効期間にかかわらず、失効扱いとします。

第13条 (注文内容の明示)

- (1) 有価証券の売買等のご注文の際は、取引の種類、銘柄、売り買いの別、数量、価格、注文の有効期間その他、注文の執行に必要な事項を明示していただきます。
- (2) 上記(1)が遵守されない場合は、ご注文が執行されないことがあります。
- (3) 当社が必要と判断したときは、注文書をご提出いただく場合があります。

第14条 (注文の執行)

- (1) 有価証券の売買等のご注文を受付た場合は、相当の時間内に執行します。
- (2) 有価証券の売買等の注文について次のいずれかの事由が生じたときは、あらかじめお客さまに連絡することなく、その注文の執行をとりやめることがあります。
 - ① 執行するまでに、法令またはこの約款の定めのあるいずれかもしくは両方に反することとなったとき
 - ② 指値が金融商品取引所等の値幅制限を超えるとき
 - ③ 有効期間の途中で、指値が値幅制限を超えるとき
 - ④ 公正な価格形成に弊害をもたらす内容のものと当社が判断するとき
 - ⑤ 有効期間の途中で、金融商品取引所等または当社が当該銘柄の売買を規制したとき
 - ⑥ お客さまが当社に対する債務の履行を怠っているとき
 - ⑦ 取引の健全性に照らして当社が不適当と判断するとき

第15条 (上場されていない有価証券にかかる注文)

- (1) 金融商品取引所に上場されていない有価証券について、同一日における同一銘柄の有価証券

の売買等の注文は、原則お受けすることが出来ません。

- (2) お客様が、金融商品取引所に上場されていない投資信託受益権のうち金額を指定した解約または売付が可能なものについて、解約または売付にかかる注文を行う場合には、当社が定める範囲内で金額を指定することその他の当社が定める条件により行うものとします。

第4節 報告・連絡

第16条 (売買等の取引の報告)

- (1) 当社は、お客さまからご注文いただいた有価証券の売買等の取引が成立したときは、金商法第37条の4の規定に従い、取引報告書を作成しお客さまにお送りします。
- (2) 当社は、金商法第37条の4および「金融商品取引業等に関する内閣府令」(以下、「金商業等府令」といいます。)第110条第1項第1号の規定に基づき、累積投資契約による買付の取引報告書、およびあらかじめお客さまと締結した契約に基づく取引の報告書については、取引残高報告書をもって取引報告書に代えることがあります。

第17条 (取引および残高の報告)

- (1) 当社は、金商業等府令第98条第1項第3号の規定に基づき、四半期に1回以上、当該期間における有価証券のお取引の内容とお取引いただいた後の残高を記載した取引残高報告書をお客さまにお送りします。
- また、お取引がない場合には、1年に1回以上、取引残高報告書をお客さまにお送りします。
- (2) 取引報告書および取引残高報告書を受領された場合は、速やかにその内容をご確認ください。その報告内容にご不審の点があるときには、当社の報告書等に記載の部署に直接ご連絡ください。
- (3) 当社は、上記(1)の規定にかかわらず、お客さまが特定投資家(金商法第2条第31項に規定する特定投資家(同法第34条の2第5項の規定により特定投資家以外の顧客とみなされる者を除き、同法第34条の3第4項(同法第34条の4第6項において準用する場合を含みます。))の規定により特定投資家とみなされる者を含みます。))をいいます。)である場合は、当社が定めるところにより取引残高報告書をお送りしないことがあります。
- (4) 当社は、保護預り証券および振替決済制度に基づく有価証券について、次の事項をお客さまにお知らせします。
- ① 名義書換えまたは提供を要する場合(「保護預り約款」第8条による通知が行われることとなる場合を除きます。)には、その期日
 - ② 最終償還期限
- (5) 取引残高報告書を交付した後、15日以内にご連絡がなかったときは、当社はその記載事項すべてについてご承認いただいたものとしますので、取引残高報告書を受領した場合は、速やかにその内容をご確認ください。その際、取引残高報告書の記載事項をご確認いただく回答書を受領した場合は、必ず当該回答書をご返送ください。

第18条 (通知の効力)

お客さまの届出住所あてに、当社によりなされた諸通知が、転居、不在その他当社の責に帰すことのできない事由により、延着し、または到着しなかった場合においては、通常到着すべきときに到着したものとして取扱うことができるものとします。

第5節 取引の制限・解約・変更

第19条 (取引の制限等)

- (1) 当社は、お客さま(法人のお客さまの実質的支配者を含みます。)の職業・地位、事業の内容、国籍もしくは設立地国、取引目的、資産・収入の状況、資金源その他当社が必要と判断した事項(以下「お客さま等情報」)または具体的な取引の内容等に関して、期限を指定して各種確認や当社が信頼に足ると判断する資料の提出を依頼することがあります。お客さまから正当な理由なく指定した期限までに回答がいただけない場合には、入出金を含むお客さまの取引またはサービスの提供の一部または全部を制限または停止することがあります。
- (2) 上記(1)の各種確認や資料の提出の依頼に対するお客さまの回答および提出資料の内容、具体的な取引の内容、お客さまの説明内容その他の事情を考慮して、当社が国内外のマナー・ローダリングおよびテロ資金供与対策に関連する法令等または経済制裁関係法令等への抵触のおそれがあると判断した場合には、入出金を含むお客さまの取引またはサービスの提供の一部または全部を制限または停止することがあります。
- (3) 上記(1)(2)に定めるいずれの取引の制限等についても、お客さまからの合理的な説明等に基づき、取引の制限等をした事由が解消されたと当社が認める場合、当社は上記(1)(2)に基づく取引の制限等を解除します。

第19条の2 (契約の解約事由)

- (1) この約款における各契約および取扱い、次の事由に該当したとき解約されるものとします。
- ① お客さまから解約の申出があった場合
 - ② お客さまが手数料を支払わない場合
 - ③ お客さまがこの約款に違反した場合
 - ④ 金銭および有価証券の残高がないまま相当の期間を経過した場合
 - ⑤ お客さまが暴力団員、暴力団関係者あるいはいわゆる総会屋等の社会的公益に反する行

為をなす者であると判明し、日本証券業協会等の規則に基づき、当社が解約を申出たとき

- ⑥ お客さまが当社との取引に関して脅迫的な言動をしまはたは暴力を用いたとき、もしくは風説を流布し、偽計を用いまたは威力を用いて当社の信用を毀損しまたは当社の業務を妨害したとき、その他これらに類するやむを得ない事由により当社がお客さまに解約を申出たとき
 - ⑦ お客さまが口座開設申込時に行った「反社会的勢力でないことの表明・確約に関する同意」に関して、虚偽の申告をしたことが認められ、当社が解約を申出たとき
 - ⑧ 法令諸規則等に照らし合理的な事由に基づき、当社がお客さまに対し一定の猶予期間において解約を申出たとき
 - ⑨ 当社が該当する契約に関する業務を営むことができなくなったとき、または当該業務を終了したとき
 - ⑩ 「犯罪収益移転防止法」に基づく、本人確認等ができない場合
 - ⑪ 当社が「犯罪収益移転防止法」等で定める本人確認等を行うにあたってお客さまについて確認した事項および前条(1)に定めるお客さま等情報または具体的な取引の内容等に関する各種確認や提出された資料に関し、偽りがあることが明らかになったとき
 - ⑫ お客さまの口座が国内外のマナー・ローンダリングおよびテロ資金供与対策に関連する法令等または経済制裁関係法令等に抵触する取引に利用され、またはそのおそれがあると合理的に認められるとき
 - ⑬ その他やむを得ない理由により、当社がお客さまとの取引の継続が望ましくないと判断し、解約を申出た場合
- (2) この約款にいう反社会的勢力とは以下のものが含まれます。
- ① 暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから5年を経過しない者
 - ② 暴力団準構成員、暴力団関係企業
 - ③ 総会屋等（総会屋、会社ゴロ等）
 - ④ 社会運動等標ぼうゴロ、特殊知能暴力集団等
 - ⑤ 上記①から④に該当するものが実質的に支配しているもの
 - ⑥ 上記の他①から⑤に準ずるもの

第20条 （解約に伴う返還手続き）

前条に基づく各契約が解約となった場合のお手続き等は、以下の通りとします。

- ① お取引店において、お預りしている金銭・有価証券等については、当社所定の方法により、金銭は銀行振込等により返還し、有価証券についてはお客さまの指定する他の金融商品取引業者等への振替を行います。
- ② 有価証券等のうち、お客さまの指定する他の金融商品取引業者等への振替が困難なもの等については、当社の定める方法により、お客さまの指示によって換金を行ったうえ、売却代金等の返還を行います。

第21条 （届出事項の変更）

- (1) 氏名または名称、住所、共通番号および届出印の変更等届出事項に変更があったときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法により遅滞なくお手続きいただきます。
- (2) 上記(1)のお申出があった場合は、当社は、運転免許証、住民票、戸籍抄本、印鑑証明書そのほか必要と認める書類等をご提出または「個人番号カード」等をご提出いただくこと等があります。
- (3) お客さまの届出事項に変更があった場合は、当社はその手続きが完了したのち、金銭および保護預り証券の返還、振替決済口座の振替株式等の振替または抹消、契約の解約の請求に応じます。
- (4) お客さまが上記(1)の住所変更の届出をされない場合において、当社からの諸通知が到着しなくなった日から起算して1年以上を経過したとき、当社はお客さまの口座を廃止し、お客さまの金銭等を当社所定の方法により、専用の口座で保管することがあります。また、上記により当社が専用の口座で保管することとなった日から起算して10年以上経過した場合、お客さまの金銭等の返還に応じられない場合があります。
- (5) 振替機関等からお客さまの住所、氏名または国籍の変更等を通知された場合は、お客さまから上記(1)のお申出があったものとみなし、当社所定の方法により遅滞なくお手続きいただきます。
- (6) 第25条で当社に届出いただいている内容に変更があったときは、その旨を当社にお申出のうえ、当社所定の方法により遅滞なくお手続きいただきます。
- (7) 本条にかかる届出があった場合は、相当の手続きが完了するまで、お客さまの口座で管理する資産の返還その他の取引には応じません。

第22条 （喪失手続き）

お客さまは、届出印鑑を喪失したときは、ただちに当社に届出るものとします。

第23条 （サービス内容等の変更）

当社は、この約款で言及するサービスの内容の変更を行うことがあります。変更を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。また、本約款集の次章以降において、

サービス内容等の変更に関する条項を設けていない約款に係る当該変更については、本条によるものとします。

第6節 内部者登録制度

第24条 (内部者登録制度の趣旨)

お客さまが金商法第166条に規定する上場会社等の特定有価証券等に係る売買等を初めて行う場合、日本証券業協会の定める「協会の投資勧誘、顧客管理等に関する規則」(自主規制規則)に基づく内部者登録制度において、当社と取引を行うお客さまが内部者である場合の取扱いを定めることを目的とするものです。

第25条 (内部者届出等の提出)

お客さまが内部者にあたる場合は、当社所定の届出をご提出いただくものとします。

第26条 (内部者の定義)

内部者とは、次に掲げるいずれかに該当する場合をいいます。

- ① 次に該当する方
 - イ. 上場会社等の取締役、会計参与、監査役または執行役(以下、「役員」といいます。)
 - ロ. 上場投資法人等の執行役員または監督役員
 - ハ. 上場投資法人等の資産運用会社の役員
- ② 次に該当する方
 - イ. 上場会社等の親会社または主な子会社の役員
 - ロ. 主な特定関係法人(上場投資法人等の資産運用会社の特定関係法人のうち主なものをいいます。以下、同じ。)
- ③ 上記①および②に該当しなくなった後1年以内の方
- ④ 上記①に該当する方の配偶者および同居者
- ⑤ 上場会社等または上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち執行役員(上場投資法人等の執行役員を除く。)
- ⑥ 上場会社等または上場投資法人等の資産運用会社の使用人その他の従業者のうち上場会社等に係る業務等に関する重要事実(以下、「重要事実」といいます。)
- ⑦ 上場会社等の親会社もしくは主な子会社または主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち執行役員その他役員に準ずる役職にある方
- ⑧ 上場会社等の親会社もしくは主な子会社または主な特定関係法人の使用人その他の従業者のうち重要事実を知り得る可能性の高い部署に所属する方(上記⑦を除きます。)
- ⑨ 上場会社等の親会社もしくは主な子会社または主な特定関係法人
- ⑩ 上場会社等の大株主

第27条 (内部者届出事項の変更)

お客さまが当社に届出された内部者の内容に変更がある場合は、当社所定の方法により遅滞なくお届出ください。

第28条 (内部者届出がない場合等の免責)

前条の規定による届出がないか、または届出が遅延したことにより、お客さまに損害が生じた場合には、当社は免責されるものとします。

第29条 (内部者個人データの第三者提供に関する同意)

お客さまは、当社が内部者として登録されたお客さまの情報を照合することを目的としてお客さまの個人データ(氏名、生年月日、郵便番号)を日本証券業協会と本邦金融商品取引所が共同で設立する『内部者情報システム』に提供することがあることに同意するものとします。

また、この照合の結果、『内部者情報システム』にお客さまの内部者情報があつたときは、お客さまから届出がなくても、当社が内部者登録をすることがあることに同意するものとします。

第7節 雑 則

第30条 (諸料金・諸費用)

- (1) お客さまの注文に基づく有価証券の売買等が成立したときは、当社があらかじめ定める手数料等をいただきます。
- (2) 有価証券または金銭の受入れまたは返還(お客さまの指定する口座との間の有価証券の振替による場合を含みます。)
- (3) 当社が提供するサービスにかかる料金は、そのサービスの提供開始後には、お客さまがその提供にかかる契約を解約しても、原則としてお返ししません。
- (4) お客さまのために外国もしくは外国の者の発行する証券、またはこれらの証券にかかる利金、収益分配金、配当金、償還金その他の権利を受取るうえで、当社が当該外国等の諸法令または慣行等によって費用を徴収されたときは、当該費用はお客さまの負担とし、当該受取った資産から差引くなどの方法でいただきます。
- (5) お客さまのご希望に従って特別な取扱いをしたときは、これに要した実費をいただくことができるものとします。
- (6) 上記(1)から(5)の諸料金または諸費用の支払に不足がある場合は、次の措置をとることがあ

ります。

- ① お客さまからの預り金を充当する措置
- ② お客さまが保有する MRF のうち、不足金に相当するものを換金して充当する措置
- ③ お客さまの口座で管理する資産の返還その他の取引を停止する措置
- ④ お客さまへのサービス提供を停止する措置

第31条 （お客さまが決済を履行されない場合）

- (1) お客さまが金融商品取引所、日本証券業協会、または当社が定める時限までに買付代金もしくは売付有価証券をお預けいただけない場合には、当社は任意に売買契約を解除し、またはお客さまの計算において反対売買を行うことができるものとします。
- (2) 当社が上記(1)により損害をこうむった場合には、当社はお客さまのために占有する金銭および有価証券をもってその損害に充当し、なお不足があるときは、その不足額の支払いをお客さまに対し請求することができるものとします。

第32条 （預り金の利子等の取扱い）

お客さまからお預りした金銭に対しては、いかなる名目によるかを問わず利子等は支払いません。

第33条 （後見開始等の届出）

お客さまについて、後見開始、保佐開始もしくは補助開始の審判または任意後見監督人の選任が家庭裁判所によりなされたときは、ただちにその旨を当社所定の方法によりお届けいただくものとします。

第34条 （お客さまが非居住者となる場合）

お客さまが日本国内の居住者でなくなる場合は、遅滞なく当社にお届ください。お客さまの取引口座について、当社が別に定める取扱いをご承認のうえ、当社所定の手続きをさせていただき、当社が承諾した場合には、その定め範囲でお取扱いを継続することができます。

第35条 （通話の録音）

当社は、お客さまとの通話を録音することがあります。

第36条 （免責事項）

次に掲げる場合にお客さまに生じた損害については、当社はその責めを負わないものとします。

- ① お客さまが第 21 条の変更手続きを怠るか、または変更の届出が遅延したことにより生じた損害
- ② 当社所定の証書等に押捺された印影と届出印とを相当の注意をもって照合し、相違ないものと認めて、お預りした有価証券または金銭を返還したこと、振替決済口座の振替株式等をお客さまの指定する口座管理機関等へ振替したことにより生じた損害
- ③ 当社が第 6 条のお客さまからの指示により金銭を指定預金口座へ振込んだ後に発生した損害
- ④ お預りした有価証券または金銭の返還について、所定の手続きによるお申出がなかったため、または印影が届出印と相違するために返還しなかったこと、または振替決済口座の振込株式等をお客さまの指定する口座管理機関等へ振替なかったことにより生じた損害
- ⑤ 預り当初から保護預り証券について瑕疵またはその原因となる事実があった場合
- ⑥ 保護預り証券について、お預りした後に除権判決・株券の失効等により無効となった場合
- ⑦ 第 17 条(4)①の通知を行ったにもかかわらず、所定の期日までに名義書換えまたは提供の手続きにつき依頼がなかった場合
- ⑧ 天災地変、政変、同盟罷業、外貨事情の急変、外国為替市場の閉鎖等の不可抗力と認められる事由により、売買の執行、金銭の授受または寄託の手続き等が遅延し、または不能となったことにより生じた損害
- ⑨ 電信または郵便の誤謬、遅滞等の当社の責に帰すことのできない事由により生じた損害

第37条 （緊急処置）

法令の定めるところにより振替決済口座の振替株式等の振替を求められたとき、または店舗等の火災等緊急を要するときは、当社は臨機の処置をすることができるものとします。

第38条 （合意管轄）

お客さまと当社の間でこの契約に関して訴訟の必要が生じた場合、当社は、当社本社または営業部店の所在地を管轄する裁判所を指定することができるものとします。

第39条 （約款の変更）

この約款集は、法令の変更または監督官庁ならびに振替機関の指示、その他必要が生じたときに、民法第 548 条の 4 の規定に基づき改定されることがあります。改定を行う旨および改定後の規定の内容ならびにその効力発生時期は、効力発生時期が到来するまでに店頭表示、インターネットまたはその他相当の方法により周知します。また、本約款集の次章以降において、約款内容等の変更に関する条項を設けていない約款に係る当該変更については、本条によるものとします。